



東京商工会議所PLフレックスプラン

団体PL保険制度

生産物賠償責任保険

リコール費用補償特約がバージョンアップ! 補償範囲が拡大!

(詳細はパンフレットP3をご参照ください)

- 予期せぬリスクに備え、
堅実な経営をお守りします
- リコール費用補償特約につき、
身体障害、財物損壊事故
発生時だけではなく、
事故発生の「おそれ」が
ある場合等も
保険金のお支払いの
対象となりました。

(詳細はパンフレットP3をご参照ください)

保険期間

平成29年7月1日～平成30年7月1日

中途加入も可能です。

東京商工会議所 団体PL保険制度とは

- 平成7年に、会員企業のPLリスクへの備えとして発足した制度です。
- この保険制度は、東京商工会議所が保険契約者となる団体契約です。
- 簡便な手続で、すぐに中途加入ができます。

東商会员の皆様へ 貴社の「PL法対策」は万全ですか?

わが国のPL法(製造物責任法)とは

製造物責任法は、製品の欠陥が原因で、その製品を購入・使用していた消費者の身体障害あるいは財産損害が発生した場合の、製造業者等の損害賠償責任について規定する法律です。「被害者の保護」がその立法趣旨です。消費者が欠陥によって損害を被った場合、従来は民法(第709条:不法行為)に基づき、企業の「過失」を証明する必要がありました。しかし、1995年のPL法施行後は、被害者の証明負担が軽減され、製品の「欠陥」を証明すれば、企業に対して損害賠償請求提起できることになりました。PL法の制定により、企業の責任が一層問われることになったと言えます。

PL保険(生産物賠償責任保険)とは

製造・販売した製品や行った仕事の結果が原因で、消費者などに人身事故や物損事故が発生し、貴社が法律上の損害賠償責任を負ったことにより被る損害を補償する保険です。



特長・利点

- 東京商工会議所が保険契約者となる団体契約で、被保険者数割引、損害賠償請求ベース特約による割引、共通支払限度額特約による割引などが適用されるため、割安な保険料で加入できます。
- リコール費用補償特約をご用意しております。被保険者が製造または販売した製品に起因して、身体障害・財物損壊が発生した場合、またはそのおそれが生じた場合に生産物の回収等を実施するために有益かつ必要と認められる

費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- 貴社のニーズに合わせ、柔軟な商品設計ができます。(支払限度額、免責金額、特約追加など)
- 安心の「PL対策サービス」をご紹介いたします。
- 保険料は損金処理ができます。(2017年3月現在)*

*この「税法上の取扱い」は今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。

補償内容

<保険金をお支払いする主な場合>

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。

① 生産物リスク…「製造業、輸入業、卸売業、小売業に該当」

貴社が製造・販売した財物(生産物)が他人に引き渡された後、その生産物の欠陥により発生した偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- テレビが発火して家屋が焼失
- ガス湯沸器の不完全燃焼により団地で集団一酸化炭素中毒が発生
- 清涼飲料水やビールの瓶が破裂してケガをさせてしまった。
- おもちゃのバドミントンラケットの柄が抜け、小学生の目にあたり大ケガ
- 電気カミソリに充電中、電気カミソリから漏電し火災が発生

等

② 仕事の結果リスク…「工事、修理、サービス業に該当」

貴社が行った仕事が終了した後、その仕事の欠陥により発生した偶然な事故により、他人の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- 取り付けた看板がはずれ、通行人にあたりケガをさせてしまった。
- 修理した機械から火災が発生し工場が焼失
- スプリンクラー設置の欠陥により漏水が発生し、じゅうたんが水ぬれ
- 電気工事の配線ミスにより漏電し、火災が発生

等

<お支払いの対象となる損害>

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\bullet \text{お支払いする争訟費用の額} = \frac{\text{⑥争訟費用の額} \times \text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される普通保険約款・特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特別約款および特約をご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

加入パターンと保険料計算方法について

団体PL保険制度 加入パターン

補償内容	A	B	C
身体障害・財物損壊共通 1事故・保険期間中支払限度額	1 億円	3 億円	5 億円
1事故あたり免責金額	1 万円	1 万円	1 万円

*ABCいずれかのパターンをご選択ください。

*上記パターン以外の支払限度額をご希望される場合は、取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

*支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、訴訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は〈お支払いの対象となる損害〉(前ページ)をご参照ください。

*免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

*お客様が実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

保険料計算式

①年間契約の場合

$$\text{年間売上高・年間完成工事高} \times \text{料率} + \text{リコール費用補償特約保険料} = \text{一時払保険料}$$

(10円単位に四捨五入)

②中途加入の場合

$$\text{年間売上高・年間完成工事高} \times \text{料率} \times \frac{\text{加入月数}}{\text{か月/12か月}} + \text{リコール費用補償特約保険料} \times \frac{\text{加入月数}}{\text{か月/12か月}} = \text{一時払保険料}$$

(基本保険料、特約保険料それぞれ
10円単位に四捨五入して合計します)

年間売上高:

把握可能な最近の会計年度において、被保険者が販売した商品の税込対価総額

年間完成工事高:

把握可能な最近の会計年度において、被保険者が行った工事・仕事に対する税込対価の総額

*新規事業の場合には、年間契約・中途加入いずれの場合にも、年間売上高・年間完成工事高の代わりに事業計画値(見込値)を使用します。

*保険料は業種・リスク区分毎に売上高百万円当りの料率に沿って上記の計算式で算出されます。

*業種・リスク区分が2つ以上ある場合の料率は、それぞれに計算され最後に加重平均されます。

*事業を開始してから1年未満の場合は、新規事業とみなします。

*「リコール費用補償特約」を付帯される場合は、上記のとおり一時払保険料に業種・リスク区分コードに応じた特約保険料が加算されます。

中途加入の場合の特約保険料は、基本契約同様に月割り計算で算出します。

*分割払の場合は、一時払保険料を加入月数で割り(10円単位に四捨五入)、月々の保険料を算出します。

*実際にお支払いいただく保険料は取扱代理店までお問い合わせください。

<保険金をお支払いしない主な場合>

- 次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。
- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ②被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(じょう)、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑦地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- ⑧液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いつ)出しに起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- ⑨原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ『ウラントリウム・ブルトンウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。』の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)
- ⑩直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - (a)石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取または吸引
 - (b)石綿等への曝露(ばくろ)による疾病
 - (c)石綿等の飛散または拡散
- ⑪生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体(生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。)に対する損害(使用不能または修補に起因する損害を含みます。)
- ⑫仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体(仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。)に対する損害(使用不能または修補に起因する損害を含みます。)
- ⑬被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- ⑭被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する損害
- ⑮保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害

⑯事故が発生しましたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)を、被保険者が正当な理由なく回収措置を怠ったときの、以後発生する同一の原因に基づく損害

⑰事故が発生しましたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物(生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。)の回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)に要する費用(被保険者が支出したと否どにかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否どを問いません。)およびそれらの回収措置に起因する損害

⇒リコール費用補償特約(任意セット)により一部補償されます。

⑱生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害

- (a)製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物(製造品・加工品。以下同様です。)が損壊したことによる損害
- (b)製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことによる損害。ただし、製造品・加工品の損壊に起因して、製造品・加工品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。

⑲生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかつたことに起因する損害は除きます。

⑳直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害

- (a)医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことと許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
- (b)はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。

㉑保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害

㉒LPガス販売業務の結果に起因する損害

*上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

特約について

リコール費用補償特約(任意セット)

支払限度額：1回の回収・保険期間中**1,000万円**となります。

免責金額：1回の回収につき、基本契約と同額の免責金額を適用します。

特約保険料：取扱代理店までお問い合わせください。

<保険金をお支払いする主な場合>	<保険金をお支払いしない主な場合>
<p>(1) 生産物の瑕疵に起因して、日本国内に存在する生産物の回収等を実施するために有益かつ必要と認められる次の①から⑪までに該当する費用(被保険者以外の者が支出し、被保険者に対して求償してきたものを含みます。)を被保険者が負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>①新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 ③回収生産物か否かまたは瑕疵の有無について確認するための費用 ④回収生産物の修理費用 ⑤代替品の製造原価または仕入原価 ⑥回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価 ⑦回収生産物または代替品の輸送費 ⑧回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑨回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ⑩回収等の実施により生じる出張費・宿泊費等 ⑪回収生産物の廃棄費用</p> <p>(2) (1)の損害に対して保険金を支払うのは、事故の発生またはそのおそれがある生産物に対してなされたものに限り、回収等の実施および生産物事故の発生またはそのおそれが、次のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合に限ります。</p> <p>①被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等 ②被保険者または回収等実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告 ③回収等の実施についての行政庁の命令 等</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①保険契約者または被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関。以下同様とします。)の故意もしくは重大な過失による事故の発生またはそのおそれ ②保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失による法令違反 ③生産物の自然の消耗・磨耗・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由。 ただし、これらの事由が異物混入の結果として発生した場合は除きます。 ④保存期間・有効期間を限定して製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等 ⑤生産物の修理または代替品の瑕疵 ⑥被保険者に害を与えることを目的として行われた被保険者の従業員、短期労働者、契約社員、準社員、嘱託、非常勤、臨時社員の悪意または犯罪行為に起因して生じた異物混入または異物混入強迫</p> <p>(2) 保険期間が開始した場合においても、次のいずれかに該当するときは、引受保険会社はその回収決定またはその生産物事故の発生もしくはそのおそれによる回収決定については保険金を支払いません。</p> <p>①この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に回収決定が行われたとき。 ②この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に、保険契約者または被保険者が生産物事故の発生またはそのおそれを知ったときまたは知ったと合理的に推定されるとき。 等</p>

損害賠償請求ベース特約(自動セット)

<「遡及日」の設定にご注意ください。>

この保険契約は「損害賠償請求ベース」です。

保険金のお支払対象となる損害は、加入者証記載の「遡及日」以降に発生した事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求が提起された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

不良完成品損害補償特約(自動セット)(注)

(注)この特約は、工事、修理、サービス業などの、仕事の結果によるリスクにはセットされません。

補償内容：生産物が成分、原材料または部品等として使用された(生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおりに使用されたときを含みます。)財物(以下「完成品」といいます。)が、滅失、破損または汚損したことによる損害を補償する特約です。

ただし、この特約をセットしても滅失、破損または汚損した完成品の使用不能損害は補償されません。また次の(a)(b)をいずれも満たす場合には、保険金をお支払いしません。

(a) 完成品を損壊することなく、生産物自体を完成品から取り外すことが可能である。

(b) 生産物自体を完成品から取り外すことにより、生産物自体以外の部分の完成品が損壊していない状態となる。

支払限度額：支払限度額の内枠で、1事故・保険期間中**1,000万円**を限度として支払われます。

免責金額：1事故につき基本契約の免責金額を適用します。

保険料算出の基礎に関する特約(自動セット)

この特約により、保険料確定型となります。詳細は7ページ「保険料の精算について」をご参照ください。

この書面では生産物賠償責任保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

*加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

*この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要の ご説明

① 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
生産物賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約 賠償責任保険追加特約 + 生産物特別約款 + 損害賠償請求ベース特約 不良完成品損害補償特約 保険料算出の基礎に関する特約 各種特約(任意セット)

任意セットの特約は必要な場合にセットします。「(3)セットできる主な特約」をご参照ください。

(2)補償内容

●被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で 補償を受けられる方をいいます。)
生産物賠償責任保険	加入申込票 ^(注) の記名被保険者欄に記載された 方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

●保険金をお支払いする主な場合

「団体PL保険制度」1ページをご参照ください。

●お支払いの対象となる損害

「団体PL保険制度」1ページをご参照ください。

●保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「団体PL保険制度」2ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

注意喚起情報の ご説明

① ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、東京商工会議所が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

② 告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項

(告知義務―加入申込票の記載上の注意事項) / 特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票^(注)に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかつた場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

(3)セットできる主な特約

セットできる主な特約は次のとおりです。特約の内容の詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の概要
リコール 費用補償 特約	生産物により他人の身体の障害、または財物の滅失、破損もしくは汚損が発生した場合、またはそのおそれが生じた場合に、生産物の回収等を実施するために有益かつ必要と認められる費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う特約です。

(4)保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、「団体PL保険制度」表紙または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)支払限度額等

「団体PL保険制度」2ページをご参照ください。

② 保険料

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

③ 保険料の払込方法について

「団体PL保険制度」アページをご参照ください。

④ 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

⑤ 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。^{注意喚起情報のご説明}の「6.解約と解約返れい金」をご参照ください。

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

●保険の対象(生産物、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合

●ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

◆ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合

◆特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3 换算の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に換算を開始します。保険料(分割払の場合、第1回分割保険料)は、「団体PL保険制度」7ページ記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「団体PL保険制度」2ページをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりるのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

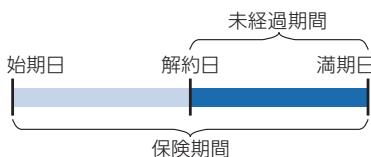
特にご注意ください

保険料は、「団体PL保険制度」7ページ記載の方法により払込みください。「団体PL保険制度」7ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

●解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなっています。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。



その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたい他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1 お申込み時にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

(1) 共同保険

「団体PL保険制度」7ページをご参照ください。

(2) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できることや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

(3) 加入申込票

東京商工会議所までご提出ください。

2 お申込み後にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

(1) 加入者証の確認・保管

「団体PL保険制度」6ページをご参照ください。

(2) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

3 事故が起こった場合の手続

(1) 損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- ①損害賠償請求を最初に知った時の状況
- ②申し立てられている行為
- ③原因となる事実

●ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

●保険契約を解約される場合、お払込みいただいた保険料が最低保険料(5,000円)未満のときはその差額をお支払いいただく必要があります。

7 保険会社破綻時等の取扱い

「団体PL保険制度」6ページをご参照ください。

8 取扱代理店の権限

「団体PL保険制度」6ページをご参照ください。

9 個人情報の取扱い

「団体PL保険制度」6ページをご参照ください。

10 この保険商品に関するお問い合わせ

パンフレット裏表紙をご参照ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客様デスク」

0120-632-277(無料)

受付時間：平日 9:00～20:00 土日・祝日 9:00～17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808(ナビダイヤル(有料))

受付時間：平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189(無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注) (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物破損(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本 修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書 支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいたてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします(注3)。

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

●保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

●損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

4 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

<保険会社破綻時等の取扱い>(平成29年3月現在)

◆引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

◆この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。)。

◆補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<ご注意いただきたいこと>

◆ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款・特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

◆ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

◆申込人と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

<取扱代理店の権限>

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

制度の取扱い

加入資格

この保険は東京商工会議所が保険契約者となる団体契約です。
この保険にご加入いただけるのは、お申込み・記名被保険者とともに東京商工会議所の会員事業所である場合に限ります。

保険料の 払込方法

一時払・分割払とともに、保険料はすべて初回から預金口座より自動的に引き落としさせていただきます。保険料のお引落とし日は、補償の開始する月の翌々月23日を初回とし、以降毎月23日となります。23日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

- 初回保険料が口座引き落とし不能となった場合は、お申込みを取消したものとみなします。
- 第2回保険料以降、2か月連続して口座引き落としが不能となった場合には、最終払込みに対応する払込期日をもって保険の効力がなくなりますのでご注意ください。

最低保険料

この制度での1加入の最低保険料は5,000円です。

保険料の 精算について

この制度は保険料確定型のため、保険料の精算(確定精算)はありません。

保険加入申込時に把握可能な最近の会計年度(1年間)のこの保険の対象となる製品・仕事の売上高・完成工事高(税込)を保険料算出の基礎としますので、実績数値の記載がある申込人(または被保険者)作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」を引受保険会社にご提出いただきます。

事業を開始してから1年末満の事業所、または決算期の変更により保険加入申込時において売上高・完成工事高を把握できる期間が1年に満たない事業所等につきましては、事業計画書に計画された見込売上高または完成工事高を保険料算出の基礎とします。その場合、見込売上高の記載のある申込人(または被保険者)作成の事業計画書等の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」を引受保険会社にご提出いただきます。

*保険料算出の基礎となる数値は正しくご申告願います。ご申告いただいた数値が事実と異なる場合には、この保険の有効性を損ねることとなります。

保険期間

平成29年7月1日～平成30年7月1日(1年間)(中途加入も可能です。その場合は、毎月原則1日が補償開始日となります。)

事故が発生した 場合のご対応

- 保険金支払手続は、引受幹事保険会社である三井住友海上で行います。
- 加入者(被保険者)は、損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または事由が発生したことを知った場合、もしくは被害者より損害賠償の請求または通知があった場合は、ただちに以下項目をご確認のうえ、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

1.事故または事由発生の日時、場所 口.被害者の氏名・住所・電話番号 ハ.事故の状況・原因 二.被害者との話し合いの状況
ホ.損害賠償の請求を受けたときはその内容を記載した書面 等

- 保険金をご請求されるときは、所定の書類をご提出いただくことになります。
- 詳しくは5～6ページをご参照ください。

共同保険契約に 関するご説明

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

◆共同保険契約分担表

引受保険会社の 引受割合(%)	左記以外の保険会社の引受割合(%)				合 計 (%)
	三井住友海上	東京海上日動	あいおいニッセイ同和損保	損保ジャパン日本興亜	
三 井 住 友 海 上 97.2		1.5	0.9	0.4	100.0
東 京 海 上 日 動 81.5	17.2		0.9	0.4	100.0
あいおいニッセイ同和損保 80.9	17.2	1.5		0.4	100.0
損保ジャパン日本興亜 80.4	17.2	1.5	0.9		100.0

(注)ご加入する際の引受保険会社にかかるご契約の幹事保険会社は三井住友海上です。

保険契約者 東京商工会議所
制度運営 東京商工会議所 共済センター ☎100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL 03-3283-7909

引受保険会社 幹事保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

東京商工会議所「団体PL保険制度」幹事代理店
株式会社 東商サポート&サービス ☎03-3213-3847 ☎100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1

取扱代理店(ご相談・お申込先)